

花巻市立湯本中学校いじめ防止基本方針（R8版）

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。加えて、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネットのいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を受けながら、社会総がかりで対応することが必要である。

また、いじめの問題の解決には、**教職員すべてが「本当に防ぎたいのは自死であり、本当に守らなければならないものは人格である」という強い意識と姿勢を共有し、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。**

こうした中、本校は、**学校教育目標に掲げる「思いやりのある心」を育むことにより、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。**そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する意識や感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側双方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、「日常的にある」という認識をもち、その軽重などを担任などの個が判断することなく、**組織的に対応することが肝要である。**
- (4) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあることから、**警察等の介入や連携を考慮しなければならない。**

4 いじめの防止

(1) 教職員による指導について

ア 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

イ 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

ウ すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

エ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

オ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動の充実に努めるとともに、**防止のための集会等を企画・実施する。**

カ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、「いじめ集会防止やメモリアルデー」など

いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(2) 児童生徒に培う力とその取り組み

ア 自分も他人も共にかけがえのない命をあたえられ、生きていることを理解し、**他者を尊重**して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。

イ 学級活動や生徒会活動などの場面を活用して、生徒自身がいじめの問題にどうかかわったたらよいかを、**被害者・加害者両方の立場から**考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

ウ 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成する言語能力の育成を図る。

エ 「**心と体の健康観察**」を活用した心のサポート授業等を通して、児童生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

5 いじめの早期発見のための取り組み

(1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。

(2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、いしずえ等も活用する。また、学年主任への報告と記録を行う。)

(3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、諸活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。あわせて、生徒から情報が入りやすい環境・条件の整備に努める。

(4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、諸活動中で行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、**定期的に生徒からの情報収集を行い、教職員間で情報共有しながら発見に努める。**

(5) いじめの兆候に気づいた時は、教職員が、速やかに介入し、「**被害者を守る**」指導を徹底する。

(6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(7) いじめ早期発見のために、以下のアンケート及び教育相談を実施する。

ア 生徒を対象としたアンケート調査 (毎月)

イ 保護者を対象としたアンケート調査 (7月、1月)

ウ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 (毎月)

(8) いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、対応について細心の注意を払うこととする。また、いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記の

通りとする。

- 日常のいじめ相談・・・全教職員(話しやすい先生) → 対策会議
- スクールカウンセラーの活用・・・教育相談 → 対策会議
- 地域からのいじめ相談・・・校長、副校長(指導部長) → 対策会議
- インターネットを通じて行われるいじめ・・・学校・警察 → 対策会議(生安課)
- 24時間いじめ相談電話・・・県教委 → 市教委 → 校長・対策会議
- 保護者からのいじめ相談・・・担任・学年主任 → 対策会議

6 いじめの問題に対する早期対応

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応(担任→学年主任→指導部長→校長・副校長→対策会議)をする。原則、即日対応とする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

7 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下全教職員の共通理解のもと、役割を分担して問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案は、生徒指導の範疇で対応すべきものであるが、必要によっては、警察等との連携・協力も視野に入れた判断を行う。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をする。確認された事実を記録し、「いじめ防止対策委員会」で共有する。
- (5) 聞き取りの結果確認された事実について、原則当日中に保護者へ連絡する。
- (6) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒及びその保護者への指導を継続的(市教委への報告と3カ月以上の観察等)に行う。
- (7) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を最優先する。いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、いじめた生徒を一定期間、別室等において学習させるなどの措置も講ずる。
- (8) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながらセルフケアやストレスマネジメントの力を養う。

8 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを認知していた生徒に対して、自分の課題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を徹底させる。
- (3) すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で指導・支援する。

9 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

10 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会や所轄の警察署と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) インターネット上で起こる問題については、集会等を利用して、定期的に指導する。
- (5) 情報モラルの講演会（総務省 警察 教育センター 企業）を計画し、生徒や保護者への意識の啓発を図る。

11 いじめの解消

3カ月以上の観察指導を経て、当該生徒、保護者及び当該学年（学級）の聞き取り調査を行い、「良好」と判断できれば、当事案の解消とする。

12 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
 - ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 法28条①
- (2) 重大事態の報告
 - ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会を通じて、花巻市長に報告しなければならない。
 - イ 生徒および保護者から、いじめが原因で重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

- ア 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。さらに、教育委員会や警察等と連携し、第三者機関や報道関係者に関することの協議を行う。
- イ 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ウ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、「いじめ防止対策委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保する。
- エ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- カ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- キ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ク 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。
- ケ 学校の設置者が調査の主体となる場合は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

1.3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、該当教職員、スクールカウンセラー（必要に応じ）

(2) 取り組み内容

- ア いじめ防止基本方針策定、年間指導計画作成（道徳教育全体計画・特別活動全体計画への位置付け）
- イ いじめにかかわる研修会の企画立案（長期休業中Q Uテストを基にして）
- ウ いじめの未然防止・早期発見の取り組み
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- オ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- カ 本基本方針の見直しと適切な修正

(3) 開催時期

職員会議での定例化、教育相談会議との併用とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 相談窓口や組織分担は下記のとおりとする。

相談窓口	生徒や保護者からの相談・・・担任及び生徒指導主事 地域からのいじめ相談・・・副校長
組織分担	通報窓口・・・生徒指導主事（重大事案は校長） 該当生徒への面談、聞き取り・・・学年職員 指導体制及び対応方針の決定・・・生徒指導主事（必要に応じて校長） 被害生徒及び保護者への面談等の実施・・・生徒指導主事、関係職員 保護者への基本的な対応者・・・副校長 情報の収集及び共有・・・生徒指導主事 記録・・・担任（取りまとめは生徒指導主事）

1.4 家庭・地域との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、HPや校報等を活用し広報・啓発活動に努める。
- (2) PTA総会等で、いじめの実態や指導方針についての説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級・学年通信を通して保護者に呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 学級活動等で、いじめについて考える活動をする。
- (6) 小・中学校間の連携を大切にし、交流会等で情報交換する機会を設定する。

1.5 教職員研修

いじめ防止対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ防止対策に関する校内研修を計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
- (2) いじめに関わる校内研修会 年2回（7月・12月）担当 生徒指導主事
- (3) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断
- (4) 諸検査の実施

1.6 学校評価について

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

1.7 校務の効率化について

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。